

一般財団法人 夢現エデュテイメント定款

平成 21 年 6 月 5 日

一 目 次

第 1 章	総則
第 2 章	財産及び会計
第 3 章	評議員及び評議員会
第 4 章	役員等及び理事会
第 5 章	定款の変更、合併及び解散など
第 6 章	委員会
第 7 章	事務局
第 8 章	会員
第 9 章	情報公開及び個人情報の保護
第 10 章	附 則

一般財団法人夢現エデュテイメント
大阪府大阪市西区阿波座 2 丁目 2 番 18 号
TEL 06-6539-8188 FAX 06-6539-8190
URL: <http://www.send-to2050.jp>

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人夢現エデュテイメントと称し、英文では **Mugen Edutainment Foundation** と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市西区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議を得て、必要の地に支部を置くことができる。

(目的)

第4条 この法人は、教育・環境・文化・スポーツ分野等における青少年育成事業・国際交流事業等を行い、我が国をはじめとする世界各国の教育の振興を図り、青少年育成・国際交流を通じて世界平和に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 国際社会を担う青少年育成を目的とした表彰、コンクールの実施事業
- (2) 国際相互理解を目的とした青少年育成および国際交流事業ならびに、それらの普及・啓蒙に関する事業
- (3) 人種、性別その他の事由による不当な差別または偏見の防止および根絶を目的とする事業
- (4) 社会の健全な発展を目的とした青少年育成および国際交流事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第6条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

第2章 財産及び会計

(財産の抛出及びその価額)

第8条 当法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 森下雄一郎

現金3,000,000円

(財産の種類)

第9条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第5条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された基本財産とし、次の各号をもって構成する。

(1) 前条の財産

(2) 基本財産として寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第10条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第11条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承諾を得るものとする。

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第16条 この法人に、評議員3名以上を置く。

(選任等)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項を決議する。

(任期)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期終了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第 20 条 評議員は無報酬とする。ただし、常勤の評議員には報酬を支給することができる。その額は、毎年総額 10,000,000 円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬規程による。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員等の報酬の額及びその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 理事会において評議員会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 44 条第 1 項第 1 号の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回 10 月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第 23 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第 24 条 理事長は、評議員会の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的記録をもって通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 25 条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の中から選任する。

(定足数)

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 27 条 評議員会の議事は、「一般社団法人・一般財団法人法」第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員会の決議が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会規則)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 32 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名

(選任等)

第 33 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された執行理事より副理事長、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副理事は 1 名、専務理事は 1 名、常務理事は 1 名とする。

5 監事は、この法人またはその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 34 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎年事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他理事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期終了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 37 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 38 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 39 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、第 53 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 40 条 この法人は、役員が「一般社団法人・一般財団法人法」第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10,000 円以上であらかじめ定めた額と法令の定め

る最低責任限度額との いずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 41 条 この法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、財団の目的に合致する人材のうちから、理事会において任期を定めたいうえで選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 42 条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べるることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 43 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 44 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事並びに理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第 40 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 45 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 1 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第46条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合はこの限りではない。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第48条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第49条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決によって決議とする。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第50条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第 51 条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 34 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 52 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理長及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会規則)

第 53 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散など

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的並びに第 17 条 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 57 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的並びに第 17 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 55 条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、他の「一般社団法人・一般財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、「一般社団法人・一般財団法人法」第 202 条第 1 項の第 2 号を除く各号、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、この法人は、第 3 条に規定する目的が達成又は達成の不能が確定したときは、評議員全員一致の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 57 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除き、公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 か月以内に、この 法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 58 条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第 59 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経てこの法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 60 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、権威及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 61 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書及び会計監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 会員

(会員)

第63条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(設立時評議員)

第66条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	菊池 嘉聡
設立時評議員	崎山 克彦
設立時評議員	川合 アユム

(設立時役員)

第 67 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	森下 雄一郎
設立時理事	高橋 大輔
設立時理事	木村 行伸
設立時理事	大城 清太
設立時理事	千葉 夏佳
設立時監事	谷口 昌良
設立時代表理事	森下 雄一郎

(最初の事業年度)

第 68 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第 69 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘 4 丁目 10 番地の 4

設立者 森下 雄一郎

(法令の準拠等)

第 70 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

2 本定款の定めない事項は、すべて「一般社団法人・一般財団法人法」その他法令に従う。

以上、一般財団法人夢現エデュテイメント設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成 21 年 6 月 5 日

設立者 森下 雄一郎 (夢現エデュテイメント代表者)